

○財務省告示第六十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一项の規定に基づき、平成二十九年二月二  
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百六十四回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七  
条第一項及び第九十九条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為される入札

五

方募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

ロ  
国 債 市 場  
特 別 参 加  
者 第 I  
非 価 格 競  
争 入 札 発  
行 争 額

六

イ 発

入 価 行  
札 格 行  
発 競 争  
行 争 額

で あつて、財務大臣が各国債市  
場 特 別 参 加 者 と 募 限 度 額  
を 定 め る も の に よ る 発 行 ( 以 下  
「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非  
価 格 競 争 入 札 発 行 」 と い う ) 。  
各 申 込 み の うち 応 募 価 格 の 高 い  
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り  
当 て る 。 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者  
の 募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申  
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

九 千 万 円 で 二 兆 二 千 六 百 二 十 億  
う ち 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第  
四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き  
発 行 し た 割 引 短 期 国 債 に つ い て  
は 、 一 億 円 面 金 額 で 一 兆 八 千 六 百 二  
十 一 億 円 、 財 政 法 第 七 条 第 一 項 、  
財 政 融 資 資 金 法 第 九 条 第 一 項 並  
び に 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 八  
十 三 条 第 一 項 、 第 九 十 四 条 第 二  
項 、 同 条 第 三 項 、 第 九 十 五 条 第 二  
第 一 項 第 三 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に 基  
づ き 発 行 し た 政 府 短 期 証 券 に つ  
い て は 、 九 億 九 千 万 円



十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十九年二月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。その翌営業日に ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に